

違反広告物追放推進員必携

～ 解 説 ～

奈 良 市

平成 2 2 年度

1. 法律根拠

違反広告物の除却についての法律根拠は

違反広告物を除却できる根拠は、**屋外広告物法第7条第4項**（必携 ～資料～ 参照）に規定されています。これらの法律では同法に違反するはり紙、はり札、広告旗、立看板等を除却できると定められています。

ただし、これら違反広告物を除却する権限は市長が委任した者に限られており、誰でも除却できるものではありません。

従って、「違反広告物追放推進員」の皆さん方は、市長から除却権限を委任されていますので、除却活動を行っていただけることになります。

2. 掲出事例

違反広告物の種類と掲出してある例は

(1) はり紙

紙又は、それに類するもので、工作物等に貼り付けられているものです。



(2) はり札

ベニヤ板、プラスチック板、鉄板その他これらに類するもので、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取り付けられているものです。



(3) 広告旗

布状のものをさおに取り付けたもの又はこれに類するもので、容易に取り外すことができる状態で工作物に取り付けられているもの、又は容易に取り外すことのできる状態で立てられているもので、これを支える台も含まれます。



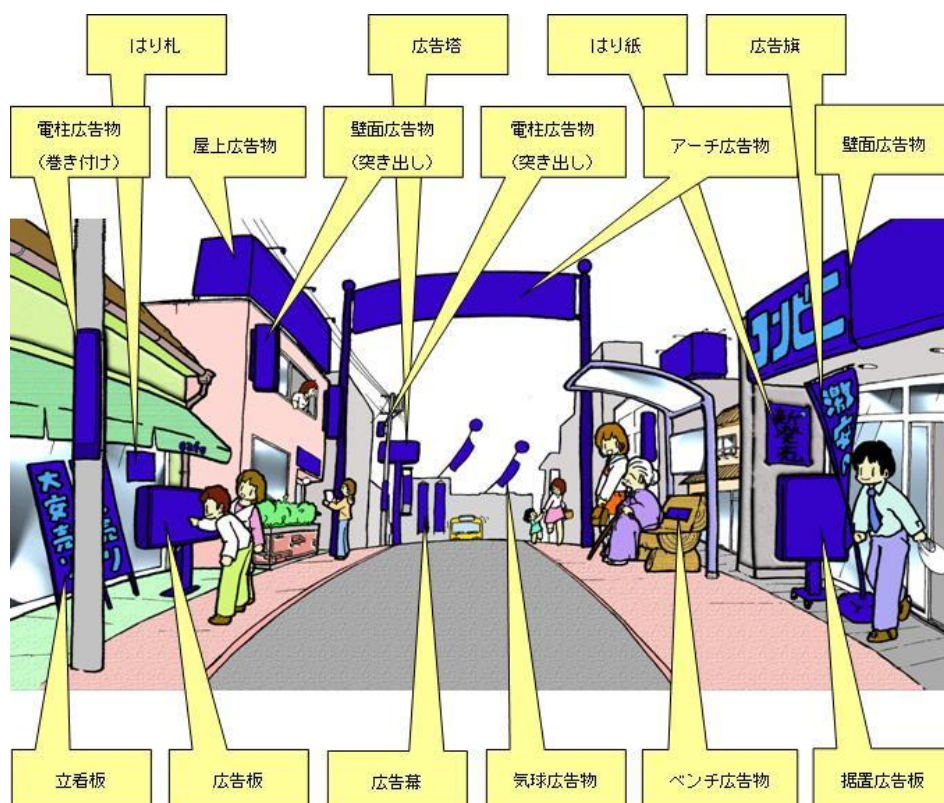
(4) 立看板【立看板類似物件（パンフレット類を入れたもの。通称ラック）を含む】

木枠や金属枠に紙、布等をはり、若しくはベニヤ板、プラスチック板、鉄板等で作られ、容易に取り外すことのできる状態で工作物に取り付けられているもの、又は立て掛けられているもの、若しくは容易に移動させることができる状態で立てられているもので、これを支える台も含まれます。



(野立看板のように土地に固定されたものや、資産的価値が高いと思われるものは除く。)

【 広告物の種類 】



3. 除却対象

推進員の除却の対象となる違反広告物とはどのようなものか

違反広告物で除却の対象となるのは、はり紙、はり札、広告旗、立看板で、条例で定められた適用除外に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず、表示を禁止された場所に表示されているものを示します。具体的には、次の3つの要件を全て満たすものです。

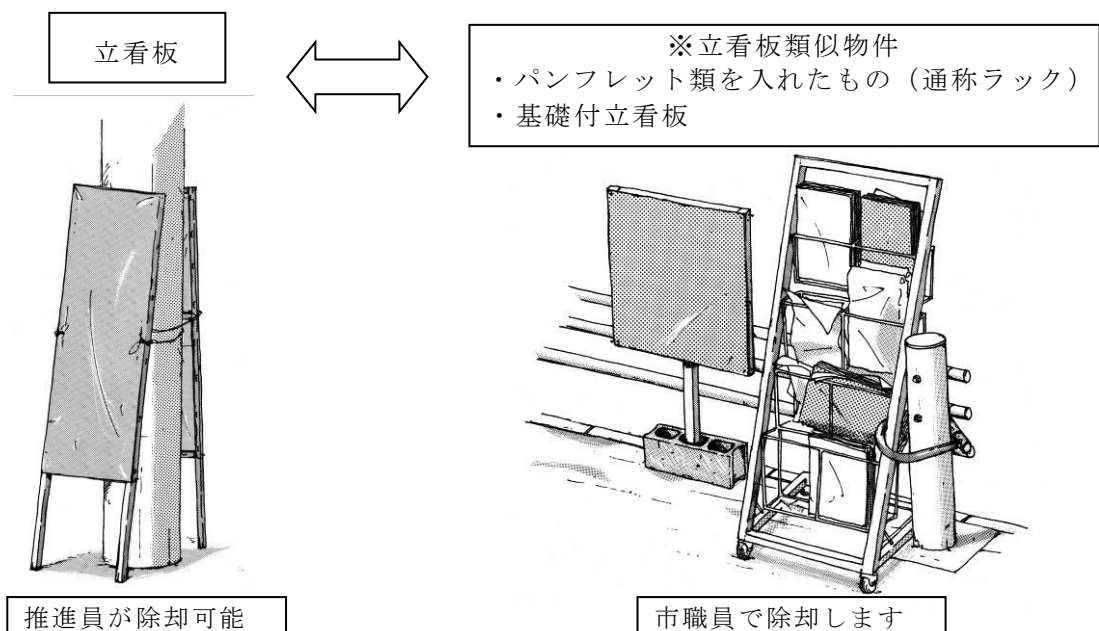
(政治団体、宗教団体、労働団体等が掲出するものや、判断がつかない場合等については、景観課で対処します。)

- ① 禁止物件に掲出され、又は容易に取りはずすことのできる状態で工作物に取り付けられ、若しくは立てられている状態のもの。
- ② 管理されずに放置されていることが明らかなもの。
- ③ 公道上のもの。

①の禁止物件とは、電柱、街路樹、街路灯、信号機、道路標識、歩道橋、郵便ポスト、公衆便所、ガードレールなどです。それら禁止物件に取り付けられた違反広告物のみが除却対象となります。なお、基礎付きの「立看板（立看板類似物件※）」や基礎付きの「広告旗」、「広告付きベンチ」等、自立した看板については市職員が対応いたします。

②は、近隣の店舗等が掲出している場合は、管理されているものとします。この場合は、違反であることを告げ、協力を要請して下さい。

③は、私有地内及び私有物件（私有地のフェンス等）に掲出された物件は除却対象となりません。



推進員の皆さんが除却可能な広告物とは

禁止物件に貼られ、又は取り付けられ、若しくは立てかけられた、「はり紙」「はり札」「広告旗」「立看板（捨て看板）」です。

奈良市屋外広告物条例 第6条（禁止物件）抜粋

（禁止物件）

第6条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 信号機、道路標識、道路反射鏡、パーキングメーター、パーキングチケット発給装置及び歩道さく
- (4) 駒止め、里程標及びこれらに類するもの
- (5) 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 銅像、神仏像、記念碑及びこれらに類するもの
- (7) 石垣及びよう壁
- (8) 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら
- (9) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 景観法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物として指定した建造物又は同法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木として指定した樹木
- (11) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する物件

2 電柱、電話柱、街灯柱及びアーケード柱には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

4. 適用除外

除却の対象としない広告物とはどのようなものか

- (1) 公職選挙法により行う選挙運動又は政治活動のために表示するもの
- (2) 法律の規定により表示を認められたもの
- (3) 国、地方公共団体が表示するもの
- (4) 冠婚葬祭のため一時的に表示するもの等

このような広告物は除却対象としませんが、報告していただければ、市職員が対応します。

奈良市屋外広告物条例 第9条（適用除外） 抜粋

（適用除外）

第9条 次に掲げる広告物又はこれを掲出する物件については、第5条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示するもの
- (2) 法令の規定により表示を認められたもの又は義務付けられたもの
- (3) 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示するもの
- (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの。

5. トラブル

トラブルが生じた場合の処置は

万一、トラブルが生じた場合は、現場での処理を行わず、都市計画課へご連絡ください。
また、都市計画課職員に対応をお任せ下さい。

なお、緊急時には110番通報をして下さい。

6. 除却活動

実施についての注意事項

除却活動については、実施日及び実施回数の年度活動計画を立てて実施してください。

実施にあたっては、違反広告物推進員の証明書、及び腕章を必ず携帯してください。

また、作業中は、単独での活動を避け、2名以上の違反広告物追放推進員で活動してください。

7. 報 告

除却活動後の報告、及び除却物件の保管について

除却作業終了後、除却した違反広告物については、別紙の「違反広告物追放推進員活動報告書」で、景観課へ報告してください。

除却物件について、はり紙は燃えるゴミで処分して下さい。はり紙以外の広告物については都市計画課へご連絡の上、推進団体で保管してください。後日、市職員が回収に伺います。

【屋外広告物担当窓口】奈良市役所 都市整備部 都市計画課 景観係
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-5209 (ダイヤルイン)
FAX 0742-34-4885